

多摩区区民提案と都市計画マスタープラン多摩区構想「素案」の比較表

(注)この資料は都市計画マスタープランの「区民提案」と「素案」の記述を比較しやすいように参考資料として作成したもので、素案の段階における考え方を基本に作成しています。

区民提案書		区別構想	
P	区民提案であげられた方針記述の項目	P	区別構想において対応する項目
			多摩区構想「素案」における記述項目等
			<ul style="list-style-type: none"> ・区別構想の構成について、他区とも整合を図るために、第2章「めざすべき都市像」、第3章「分野別の方針」都市構造、土地利用、交通体系、都市環境、都市防災」に再編しています。 ・区民提案における「水・緑・住環境」の章については、「土地利用」と「都市環境」の章に再編するとともに、「都市拠点」の章は、「土地利用」の章に、「交通ネットワーク」の章は、そのまま「交通体系」の章に再編しています。 ・さらに、区民提案書にはなかった「都市防災」の章を新設しています。 ・区民提案の構成は、「骨格的な都市基盤整備」と「身の丈にあった生活圏のまちづくり」の2部構成となっていました。その考え方は継承をしていますが、手に取った人に分かりやすい構成とするために、全体構想や他区の区別構想とも整合を図るために、各分野別の基本方針ごとの構成としています。
	第1章 現在・過去を土台とする多摩区の将来像 多摩区のめざすまちの将来の姿	8	めざすべき都市像
			<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案における「まちの将来の姿」は、将来都市像の理念・考え方に関わる部分を「めざすべき都市像」の章に、さらに、これらを受けた都市構造に関わる部分を、分野別の基本方針の「都市構造」の章に再整理しています。

	- 1 まちづくりの方向性			<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案で示された「骨格的な都市基盤の整備」と「身の丈の生活圏のまちづくり」のバランスのとれたまちづくりの考え方を踏まえて、まちづくりの方向性の3つの項目を整理して記述するとともに、図についても文言修正をして記載しています。 ・「拠点的な水緑」については、多摩川や多摩丘陵の崖線の斜面緑地など、線的なものも含まれるため、「骨格となる水と緑」としました。 ・「通過幹線道路整備」については、マスタープランにおける幹線道路の区分にしたがって、「幹線道路整備」に修正しています。 ・「拠点(区心)」については、総合計画に即する形で「地域生活拠点」としています。
	「骨格的な都市基盤整備」と「生活圏のまちづくり」とバランスのとれたまちづくりを進める			<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案における課題認識は、<都市像の背景・視点>として、都市開発が進む時代を経て、市民の暮らしの視点に立ったまちづくりへ、子ども達へ引き継げる持続可能なまちづくりをの3つの柱に整理しました。 ・方針に関わる表現は、めざすべき都市像の目標記述として、4本の柱に整理しています。
14	(1)市民生活に必要な骨格的な都市基盤の整備	9	1市民生活に必要な都市の骨格を形成する基盤整備を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案の考え方を踏まえて記述しました。「骨格的な都市基盤」の表現は、「都市の骨格を形成する基盤」に文言を修正しました。
	(2)身の丈にあった生活圏のまちづくりの推進	9	2身近な生活圏における市民の暮らしの視点に立ったまちを育みます	<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案の考え方を踏まえて記述しました。 ・ただし、「身の丈にあった」の表現は、「市民の暮らしの視点に立った」に修正しました。現在、「身の丈にあった再開手法」といった表現で、専門家や実務の領域では、使われ始めた用語ですが、検討の中で、「身体表現に関わる表現はふさわしくないのでは」との意見もあり、同様の趣旨をあらわす表現として「市民の暮らしの視点に立った」に修正しています。
15	(3)バランスのとれたまちづくりの実現	9	3バランスの取れたまちづくりの実現をめざします	

	- 2 多摩区の将来像 人・水・緑 - 住み続けたいまち 多摩区	12 9	都市構造 4ひと・水・緑 - 住み続けたいまち 多摩区	・区民提案の基本的考え方を踏まえて、「ひと・水・緑 - 住み続けたいまち 多摩区」としました。 ・また、区民提案p19以降の(1)～(5)の項目については、区民提案の基本的考え方を踏まえながら、文言を修正するとともに、都市構造の章として、構成を再編しています。 ・順番については、区民提案の議論の中で、多摩区の特徴である水と緑を先頭に位置づけるとしていましたが、区別構想では、「分野別の基本方針」との対応関係をわかりやすくするために、順番を入れ替えています。
19	(1)水・緑資源の保全と回復による豊かな住環境づくり	14	4水・緑の保全と回復による豊かな住環境づくり	・4の項において、(1)水・緑・農のあるまちづくり、(2)多摩丘陵の緑の保全、(3)水に親しめる環境づくりに整理して記述しています。 ・「多摩のよこやま」という用語については、諸説あり解釈が分かれるため、多摩川の崖線の斜面緑地という用語で統一しています。 ・都市構造の方針図と対応させるために、「(仮称)多摩川崖線軸」と「(仮称)多摩川軸」、さらに、「河川軸」という概念を設定しています。仮称表現については、並行して作業が進められている「緑の基本計画」とも調整を図り、全市的な統一表現を今後決定します。
	(2)「人と環境にやさしい」交通ネットワークシステムの形成	14	5人と環境に優しい交通ネットワークシステムの形成	・5の項において、(1)人と環境に優しい交通体系、(2)骨格的な交通網と、生活圏における身近な交通手段のバランスを持った整備に整理して記述しています。 ・「ユニバーサルデザイン」の用語については、マスタープランに位置づけていません。
20	(3)魅力ある区心としての登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の育成・整備	13	1魅力ある地域生活拠点としての登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の育成・整備	・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、総合計画に即する形で「地域生活拠点」としています。
	(4)駅を核とする生活圏を基本構造にしたまちづくり	13	2駅を核とする身近な生活圏を単位にしたまちづくり	・稲田堤駅・京王稲田堤駅、中野島駅、宿河原駅、生田駅、読売ランド前駅の周辺地区と長沢地区を、都市マスの独自概念として、地区コミュニティの「生活拠点」としています。また、久地駅の周辺地区を位置づけています。
	(5)身近な資源を活かした、住み続けられるまちづくり	13	3地域資源を活かした、住み続けられるまちづくり	・(1)「農」のあるまちづくり、(2)住環境の質的向上に整理して記述しています。

	第2章 骨格的な都市基盤の整備			
	個性を醸す水と緑の保全・活用		都市環境	
	- 1 水・緑・農が暮らしにいきづくまちづくり			
	1 水・緑・農あるまちづくりの推進	39	1 水・緑・農が、暮らしに息づくまちを育みます	<ul style="list-style-type: none"> ・【都市環境】の方針の中で、項目立てを整理しています。 ・都市環境の方針の章を総括する水・緑・農の基本的考え方を記述。 ・< 模式図 > ・区民提案の模式図について、区別構想の方針記述に従って修正しています。
25	(1) 農地の価値を総合的に評価できる仕組みをつくる	42	2 (2) 「農」を活かしたコミュニティの形成と市民の農体験の場と交流の場を創出します	<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案では、農の価値の評価といった理念に関わる提案ですので、< 現状・課題 > の中で記述。 ・「農」に親しむことができる仕組みづくりなど、農業振興施策と連携して、「農」あるまちづくり活動の支援について記述。
26	(2) 農地と共存した住宅地の形成を図る	41	2 (1) 生産緑地地区における営農環境を維持し、農地と調和した良好な住環境を形づくりします	<ul style="list-style-type: none"> ・営農環境の維持とともに、住民の発意による農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの方針や、地権者による土地区画整理事業等の支援について記述しています。 ・「農あるまちづくり計画」については、住民発意によるまちづくり活動を支援する旨記述。 ・税制面等の措置についてはマスタープランに記述していません。 ・*「『農』の新生プラン」では、国への制度改善要請として、租税特別措置法による農地の相続税納税猶予制度の改善を記述しています。
	(3) 骨格的な水・緑資源の保全・活用を図る	39	1 水・緑・農が、暮らしに息づくまちを育みます	<ul style="list-style-type: none"> ・「多摩のよこやま」という用語については、諸説あり解釈が分かれるため、多摩川の崖線の斜面緑地という用語で統一していますが、< 現状・課題 > の中に万葉集で詠まれた一節として記述しています。 ・「多摩のよこやま」と「多摩川」は、本市の骨格を形成する貴重な自然環境として、それぞれ「(仮称)多摩川崖線軸」、「(仮称)多摩川軸」として多摩区構想の都市構造と都市環境、全体構想の都市環境で位置づけ、本文記述とともに方針図に図示しています。
		14	4 水・緑の保全と回復による豊かな住環境づくり	

	(4) 公共的な性格を持つ水・緑・農を有効的に活用する	44	3(4) 緑の拠点を結ぶ散策路の設定 3(6) 都市緑化の推進	・緑の拠点を結ぶ水と緑のネットワークの基本的考え方や住民等と協働した散策路の設定の検討を記述。 ・公共公益施設の緑化推進や、市民や事業者との協働による民有地緑化の促進など、都市緑化の推進について記述しています。
	- 2 多摩のよこやま・緑の保全と継承			
	1 多摩のよこやまの骨格的な緑地帯を保全する	42	3 多摩丘陵の緑地保全と公園・緑地を育みます	・「多摩のよこやま」という用語については、諸説あり解釈が分かれるため、多摩川の崖線の斜面緑地という用語で統一しています。(再掲)
30	(1) 担保されていない緑地の保全を図る	43	3(1) 多摩区の都市の骨格を形作る緑地帯として、多摩丘陵の斜面緑地を保全します	・緑地保全施策については、斜面緑地総合評価に基づき、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」等の様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めることとしています。
	(2) 既存制限の見直し・今後の開発に対しての担保性を確保する	43	3(1) 開発事業等における緑地の保全配慮	・多摩川崖線の斜面緑地について、現在の用途地域の一律規制強化は、マスタープランには位置づけていません。地区計画については、住民等の発意によるまちづくり活動を支援することを記述しています。 * 斜面地マンションの規制については、平成18年1月に、「住宅地下室の容積率の緩和の制限条例」を施行しています。 ・開発事業における緑地の保全配慮の基本的考え方を記述しています。
	(3) 公共施設先行型で緑地保全施策を誘導する	43	3(1) 特別緑地保全地区等の指定による斜面緑地の保全	・生田浄水場等の公共公益施設として担保されている緑地についても、良好な樹林地としての環境を維持に努める旨記述。
	(4) 都市計画法だけではない緑地保全の施策を策定する			・緑地保全施策については、斜面緑地総合評価に基づき、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」等の様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めることとしています。借地権方式や市有地の交換等の保全手法については、今後も、様々な保全施策の活用の中で取り組むこととしています。
31	(5) 緑地開発の事前協議制度について、緑地保全の視点から実効性を上げるために見直しをする	43	3(1) 開発事業等における緑地の保全配慮	・開発事業における緑地の保全配慮の基本的考え方を記述しています。(再掲) ・環境負担金を支払うシステムの検討については、マスタープランに位置づけていません。

	(6)現存する集団緑地を保全継承する	42	3多摩丘陵の緑地保全と公園・緑地を育みます	・緑地保全の優先順位については、斜面緑地総合評価に基づく施策展開を基本としており、方針図の中で、そのランク分けを明示していますが、特に地区を限定した方針記述とはしていません。 ・これら地区における用途地域の見直し検討についても、マスタープランには位置づけていません。
	2 生田緑地の保全・活用を推進する	43	3(3)生田緑地の保全・活用を推進する	・全体構想の「都市環境」、多摩区構想「都市構造」「都市環境」において、生田緑地を「緑の拠点」として位置づけています。
31	(1)生田緑地の整備を図る	43	3(3) 生田緑地の保全を図ります	・区民提案の基本的考え方を踏まえ、「生田緑地整備基本計画」に基づき、周囲と連携して緑地を守り、育てることに加え、周辺の住宅地や農地との調和を図り、人と自然が共生する都市再生の核として位置づけるとして記述。 ・風致地区の指定は、マスタープランでは位置づけていません。
	(2)緑地までのアクセスを緑前町の参道として整備する	44	3(3) 生田緑地までのアクセスの整備	・周辺市街地との連携や登戸駅・向ヶ丘遊園駅・宿河原駅からのアクセス向上に向けて、向ヶ丘遊園駅菅生線の道路整備やモノレール跡地の遊歩道整備を進めるとともに、道路の改善に努める旨記述。
	3 緑地のふれあい活動と維持・管理を推進する	44	3(4)緑地のふれあい活動と維持・管理を推進する	
32	(1)緑の回廊をつくり、それを充実し、散策コースを楽しむ企画をつくる。	44	3(4) 公園緑地等の緑の拠点を結ぶ散策路の設定	・水と緑のネットワークをめざすとして記述。 ・緑や歴史などまちの資源を活かすために、住民等と協働して、散策路の設定を検討する旨記述。
	(2)緑のふれあい活動や維持管理活動に取り組むグループの組織化を支援し、ネットワーク化を図る	44	3(4) 緑のふれあい活動や斜面緑地・公園緑地等の維持管理	・良好な自然環境を維持していくために、「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民と協働して維持管理を進めていく旨記述。
	(3)子どもが十分に自然に触れ合える場の創出を図る	44	3(4) 子どもが十分に自然にふれあえる場の創出	・地域住民や小中学校の総合学習等の取り組みの支援について記述しています。
	- 3 骨格的な水資源・多摩川の継承			
	1 多摩川の有功活用を図る	45	4水の骨格を形づくる多摩川を育みます	

36	(1)治水・親水・自然環境のバランスの取れた整備をめざす	45	4(1)治水・親水・自然環境のバランスの取れた整備をめざします	<ul style="list-style-type: none"> ・4(1)の項において、多摩川の総合的な治水対策、環境整備に関する基本的考え方を記述しています。 ・河川敷の保全・利用については、「多摩川プラン」の策定の中で、具体策を検討することとしています。
	(2)まちと多摩川の連続性を向上させるため、アプローチを改善する	45	4(2)多摩川と市街地の連続性を向上させるため、アプローチを改善する	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地から多摩川への市民のアクセスを改善するために、国による人と川とのふれあい対策事業(緩傾斜スロープ整備等)と連携して、歩行者空間の改善を検討する旨記述。なお、現段階において、登戸地区において、スーパー堤防の具体的な検討はしていません。 ・また、登戸から多摩川へのアクセスを改善するために、登戸駅北側交差点から多摩水道橋に至る登戸2号線の整備を進める旨記述。 ・区民提案における半地下構造については、現段階ではマスタープランには記述していません。具体的な事業において、その内容については検討されるべきと考えます。
37	(3)川崎市内多摩川サイクリングロードの連続した整備をめざす	36	6(2) 自転車利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通体系において、多摩川サイクリングコースの布田橋より上流について、自転車等の動線の確保を検討しますとして記述。
	安全・快適な住環境の維持向上			
	1 地域特性に合わせた住環境づくり	21	3地域の特性を活かした安全・快適な住環境を育みます	
42	(1)区内の平坦部	22	3(1)平坦地の住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・3(1)の項において、計画的開発が行われた住宅地、スプロール的に宅地化が進んだ住宅地として、地域の実情に応じて整理しています。 ・の住宅地では、「住環境保全エリア」「住環境調和エリア」として、住環境の維持・保全を図る住民の発意によるまちづくり活動の支援について記述。 ・の住宅地については、「住環境向上エリア」として、住民の発意によるまちづくり活動を支援し、修復型・改善型の住環境整備に取り組む旨記述。 ・併せて、狭あい道路の拡幅や公園未設置地区における身近な公園整備、農地と住宅地との調和に関する基本的考え方を記述しています。

	(2)区内の丘陵部	22	3(2)丘陵地の住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・3(2)の項において、計画的開発が行われた住宅地、スプロール的に宅地化が進んだ住宅地として、地域の実情に応じて整理しています。 ・の住宅地では、「住環境保全エリア」「住環境調和エリア」として、住環境の維持・保全を図る住民の発意によるまちづくり活動の支援について記述。 ・の住宅地については、「住環境向上エリア」として、住民の発意によるまちづくり活動を支援し、修復型・改善型の住環境整備に取り組む旨記述。 ・併せて、狭あい道路の拡幅や公園未設置地区における身近な公園整備、農地と住宅地との調和に関する基本的考え方を記述しています。 ・崖地などの安全性向上については、都市防災1(3)で記述しています。
43	(3)区内の大規模団地	22	3(3)大規模団地の住環境の維持と改善	<ul style="list-style-type: none"> ・3(3)の項において、大規模住宅団地の建て替えに関する基本的考え方を記述しています。 ・区民提案で示された丘陵部の住宅地を段階的に撤退し、緑に復元する考え方については、マスタープランには位置づけていません。
	(4)区内の拠点部	17	1(3)地域生活拠点にふさわしい都心居住のための良好な住環境形成のルールをつくります	<ul style="list-style-type: none"> ・1(3)の項において、職住が近接した良好な住宅地の形成、商業地域等における都市型住宅の適切な誘導に整理して記述しています。 ・区民提案で示された地区単位で考えるアセスメントについては、記述していません。 ・「地域生活拠点」等の拠点地区の商業系地域で高層の住宅を建築する場合は、商業業務施設の立地や公共公益施設の整備、オープンスペースの確保等、商業振興施策や周辺市街地の環境改善に資する計画的な土地利用の誘導に努める旨記述しています。

	骨格的な交通網の形成	29	交通体系	<p>幹線道路の区分については、全体構想とも整合を図り、「広域幹線道路」「幹線道路」「補助幹線道路」「区画道路(生活道路)」等に区分し、それぞれの機能を整理しています。</p> <p>幹線道路の整備の考え方については、現在、マスタープランの庁内検討と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方」検討を行なっています。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的な考え方について中間報告を行い、意見を伺うとともに、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について平成18年度中に明らかにしていきます。区民提案で提案された事項についても、検討の中で参考にしています。</p> <p>マスタープランでは、「主な幹線道路」について、方針図に図示しています。これについても、都市計画道路のあり方の中で、さらに精査していきます。</p> <p>個別路線ごとの整備計画については、平成18年度中に「道路整備計画」が策定される予定ですので、今後10年間に行なわれる事業は、その中で明らかにしていきます。</p> <p>・ただし、津久井道(世田谷町田線)や府中街道等の比較的整備の遅れている幹線道路の整備を推進するとして記述。</p> <p>・1(1)の項において、都市計画道路の見直しについて、1(3)の項において、効率的・効果的な幹線道路網の整備について、それぞれの基本的考え方を記述しています。</p> <p>・区民提案における「現道の活用」の考え方についても、既存道路を有効に活用した都市計画道路機能の分担・代替や地形条件、沿道状況等との整合性を考慮し、事業化の動向を踏まえながら、必要に応じて都市計画道路の見直しを行うなど、効率的・効果的な幹線道路の整備を進める旨の考え方を示しています。</p>
	- 1 幹線道路	29	1 都市の骨格を形づくる体系的な幹線道路網の整備をめざします	
49	(1)幹線道路の機能の明確化と機能に即した整備をすすめる (2)広域幹線道路を補完する地域幹線道路の整備をすすめる			
50	(3)計画道路の見直しと現道の整備をすすめる	30	1(1) 道路の特性と機能に応じた体系的な幹線道路網の構築と都市計画道路の見直し	

53	(4)人にやさしく安全で環境に配慮した幹線道路・地域幹線道路の構造・設備を整備する	32	<p>1(1) 歩行者の安全性・快適性向上のための幹線道路</p> <p>1(4)人に優しく安全で環境に配慮した幹線道路等の整備</p> <p>3(3) 人に優しい、人が集えるバリアフリーの空間づくり</p> <p>5(1) 地区・街区を単位とした道路整備と交通安全対策の取組</p> <p>1(4)都市施設の防災性の向上</p>	<p>・1(1) の項において、歩行者等の安全性・快適性向上のための幹線道路の整備に関する基本的考え方を記述。</p> <p>・1(4)の項において、環境に配慮した幹線道路等の整備について記述。</p> <p>・3(3) の項において、バリアフリーの空間づくりについて記述しています。ユニバーサルデザインの考え方については、マスタープランにおいては位置づけていません。</p> <p>・p47「都市環境」の7(1)において、自動車公害対策の推進について記述。</p> <p>・5(1) の項において、地区・街区を単位にした道路整備と交通安全対策の取組について記述。</p> <p>・電線類の地中化に関しては、p52「都市防災」1(4)において、防災の観点から路線の重要度を考慮して記述していますが景観の観点からは記述していません。</p> <p>・緑地帯における低木の植栽の見直しについては記述していません。</p> <p>・区民提案におけるコミュニティゾーンの考え方は、生活道路の改善にあたっては、道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策を交通管理者との連携により進めるとともに、地域の課題を的確に反映させるため、計画段階から市民との協働による取組を進める旨記述。</p>
- 2 鉄道の整備増強				
1 既存線のパワーアップ、長期的な広域鉄道網の整備による利便性の向上を図る		32	2都市の活力の向上に資する環境に優しい鉄道網の増強をめざします	
58	(1)小田急線の地下化をめざす：向ヶ丘遊園（柵形）・新百合が丘間（生田駅-百合丘駅地下化）	32	2(1)小田急小田原線の輸送力の向上	<p>・総合計画に即して、首都圏の放射方向の鉄道ネットワークを強化し、通勤・通学者等の利便性や快適性を向上させるために、小田急小田原線（和泉多摩川駅～新百合ヶ丘駅間）の複々線化等、鉄道事業者による輸送力増強を促進する旨記述しています。</p> <p>・小田急線の地下化の区民提案については、長期的には、地域分断の解消や踏切の改善、まちづくりと一体となった鉄道施設の改善を図るために、立体交差化等による抜本的改善が求められている旨の課題認識の記述にとどまり、課題の先行的解決を図るため、地域の実情に応じて、鉄道駅施設の橋上化や自由通路の整備等を検討することとしており、立体化について、具体的な位置づけはしていません。</p>
		33	3(1)鉄道による地域分断や鉄道駅へのアクセスの改善	

59	(2)JR南武線のパワーアップを図る	32	2(2)JR南武線の輸送力の向上	・利用者の利便性の向上をめざして、輸送力の向上や利用しやすいダイヤへの改正などを鉄道事業者に働きかける旨記述しています。
	(3)川崎縦貫鉄道に対する考え方	33	3(3)川崎縦貫高速鉄道線の整備	・総合計画に即して川崎縦貫高速鉄道線の内容を記述しています。
60	(4)横浜方面へのアクセス改善の必要性			・多摩区の区別構想には記述はしていませんが、全体構想、麻生区構想において、横浜市営地下鉄3号線の延伸については、関係機関と協議を進める旨記述。
	- 3 小田急・JR南武線とまちづくり	33	3 鉄道駅周辺のまちづくりと連携した駅へのアクセス環境の改善をめざします	
	1 踏切問題の早期解消とまちづくり	33	3(2)踏切横断対策	
62	(1)踏切道の拡幅を図る			3(2)の項において、鉄道事業者との連携により踏切横断対策を検討する旨記述しています。
	(2)自由通路や歩道橋・地下道を設置する		3(1)鉄道による地域分断や鉄道駅へのアクセスの改善	3(1)の項において、地域内の円滑な移動や鉄道駅へのアクセスを改善するために、鉄道駅施設の橋上化、改札口の改良等、地域の実情に応じた改善を鉄道事業者に働きかける旨記述しています。
63	(3)踏切システムの改善による交通処理能力の向上を図る		3(1)鉄道による地域分断や鉄道駅へのアクセスの改善	3(2)の項において、鉄道事業者との連携により踏切横断対策を検討する旨記述しています。
	(4)長期的視野での鉄道の立体化による踏切の解消をめざす	33		・鉄道による地域分断が課題となっている登戸駅、向ヶ丘遊園駅や、踏切が隣接し片側改札となっているJR南武線の各駅について、地域内の円滑な移動や鉄道駅へのアクセスを改善するために、鉄道駅施設の橋上化、改札口の改良等、地域の実情に応じた改善を鉄道事業者に働きかける旨記述。長期的な立体化については、マスタープランに位置づけていません。

	2 小田急線世田谷町田線の段階的まちづくり	33	3 鉄道駅周辺のまちづくりと連携した駅へのアクセス環境の改善をめざします	<p>・区民提案では、小田急線世田谷町田線と、JR南武線に分けて項目を立てていますが、3の項においてまとめて、鉄道駅周辺のまちづくりと連携した駅へのアクセス環境の改善に関する基本的考え方を記述しています。</p> <p>・地域の実情にあわせて、駅の橋上化や自由通路整備の検討について記述しています。</p> <p>・また、道路整備や交通安全施設の整備に努めるとともに、鉄道駅施設の改良の機会をとらえた周辺整備や、商店街振興施策と連携した整備等、まちづくりと連携した道路環境の改善に努める旨記述しています。</p> <p>・各駅の具体的な整備方針については、マスタープランでは記述していません。</p>
64	(1)向ヶ丘遊園駅			
	(2)小田急線の立体化を視野に入れた段階的な整備をすすめる			
65	(3)生田駅・読売ランド駅前駅			
	3 南武線駅舎の安全性・快適性の向上			<p>・鉄道による地域分断が課題となっている登戸駅、向ヶ丘遊園駅や、踏切が隣接し片側改札となっているJR南武線の各駅について、地域内の円滑な移動や鉄道駅へのアクセスを改善するために、鉄道駅施設の橋上化、改札口の改良等、地域の実情に応じた改善を鉄道事業者に働きかける旨記述。各駅の具体的な整備方針については、マスタープランでは記述してません。</p>
65	(1)稲田堤駅			
	(2)中野島駅・宿河原駅			
	魅力あふれる都市拠点づくり			
	- 1 多摩区の区心としての登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	16	1 多摩区の地域生活拠点として、特色ある登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区のまちを育みます	<p>・区民提案で示された「二眼レフ」の都市構造については、「2つの鉄道駅を核とする拠点構造」として表現しています。</p>
73	(1)豊かな資源を活かし、テーマを持った街路・街区づくりをすすめる	17	1 (2)自然や歴史といった地域固有の資源を活かした拠点形成	<p>・1 (2)の項において、自然や歴史といった固有の資源を活かした拠点形成について記述しています。</p>
		18	1 (4)地区の特性を活かした土地利用と街なみ景観のルールづくり	<p>・1 (4)の項において、ゾーンごと、街路ごとの土地利用ルールの策定等、きめ細かな街なみの誘導によりまち全体の価値の向上を目指すとして記述しています。</p>

	(2)土地区画整理事業を推進するために、まちづくり施策の充実を図る	17	1(1) まちづくり施策との連携による登戸土地区画整理事業の推進をめざします 2(1)地域資源を活かし、商店街を核にした生活拠点の形成	・1(1) の項において、建物の建替更新の機会をとらえた街なみ景観整備や商店街振興施策と一体となった地域の資源を活かしたまちづくりに住民と協働して取り組む旨記述しています。 ・2(1)の項において、住民や商店街組織の主体的なまちづくり活動を支援し、安心して買物できる歩行者空間づくりについて記述していますが、ストリートファニチャーの設置など具体的な方策は記述していません。
	(3)今の街のスケールを大事にしつつ、魅力的な都市機能を配置する	17	1(1) 建物の建替更新を適切に誘導し、新しい魅力的な都市機能の集積をめざします	・1(1) の項において、土地区画整理事業による建替更新の機会をとらえ、商業・業務機能や生田緑地や多摩川との関係を活かした観光や文化機能、市立多摩病院を核にした医療関連サービス機能等の新たな都市機能の集積を促進すると記述しています。 ・1(3) の項において、商業系地域での高層の住宅を建築する場合は、商業業務機能施設の立地や公共公益施設の整備等、商業振興施策や周辺市街地の環境改善に資する計画的な土地利用の誘導に努める旨記述しています。
74	(4)さまざまな人が交じりふれあう交流結節拠点の形成を図る	18	1(5) 様々な人々が集いふれあう交通結節拠点の機能を強化します	1(5) の項において、小田急線とJR南武線をつなぐペDESTリアンデッキの整備や登戸駅南口交通広場の整備など、交通結節機能の強化について記述しています。 ・また、誰もが利用できるバリアフリーの空間整備に努める旨記述しています。 ・様々な人がふれあえる魅力ある空間とするため、公共空間のデザインの配慮や住民等と協働して、商業施設等や建物外観等のデザインルールの作成等、魅力ある都市景観づくりに努める旨記述しています。
	(5)人が集いやすい道路・歩行者空間を整備し、交通計画を推進する	18	1(5) 回遊性が高い、歩きたくなるまちをめざします	・1(5) の項において、街なかの回遊性を高め、人々が歩きたくなるまちをめざして、登戸駅線、登戸野川線、登戸1号線、登戸2号線、登戸3号線の整備を進め、歩道の設置による安全な歩行者空間の整備について記述しています。 ・1(5) の項において、向ヶ丘遊園駅北口の交通広場の整備について記述していますが、ペDESTリアンデッキなどの具体的な整備については記述していません。 ・二眼レフという表現は、マスタープランでは記述していません。 1(5)において、2つの鉄道駅を核にした拠点構造として表現しています。

	(6)街区ごと、街路ごとのまちづくりルールの策定等、きめ細かな街なみのコントロールによりまち全体の価値の向上をめざす	18	1(4)地区の特性を活かした土地利用と街なみ景観のルールづくり	・1(4)の項において、区民提案の趣旨を踏まえて、ゾーンごと、街路ごとの土地利用ルールの策定等、きめ細かな誘導によりまち全体の価値の向上をめざす旨記述しています。
75	(7)区心にふさわしい都心居住のための良好な住環境を形づくるためのルールをつくる	17	1(3)地域生活拠点にふさわしい都心居住のための良好な住環境形成のルールをつくります	・1(3)の項において、職住が近接した良好な住宅地の形成、商業地域等における都市型住宅の適切な誘導に整理して記述しています。(再掲)
	- 2 土地区画整理事業で変わるまち・登戸らしさが残るまち			
77	(1)登戸の歴史の記憶を残し、まちの個性を創造する	17	1(2) 登戸のまちの歴史やまちの記憶を活かし、まちの個性を育みます	1(2)の項において、住民の発意による自然や歴史等の地域資源を活用した街なみ景観のルールづくりや、まちの個性を育む住民や商店街、NPOによる主体的なまちづくり活動の支援について記述しています。
	(2)景観のコントロールを行い、美しい街並みを形成する			
78	(3)商店街と市民、大学などが協働し、賑わいと文化を生み出す	19	2(1)地域資源を活かし、商店街を核にした生活拠点の形成	・「地域生活拠点」にふさわしい新たな産業集積を図るために、多摩区内やその周辺の大学や専門学校の集積を活かし、学校(大学・専門学校)、企業、NPO、市民と連携した、コミュニティビジネスや都市型サービス産業の誘致・創造に向けた活動を支援する旨記述。
	(4)安全で楽しめる人の流れをつくる	18	1(5) 回遊性が高い、歩きたくなるまちをめざします	・駅施設の改良、自由通路の整備、交通広場の整備にあたっては、障害者、高齢者、健常者の区別なく誰もが利用できるバリアフリーの空間整備に努める旨の記述や、駅前空間の整備にあたっては、多摩川や生田緑地の玄関口として、様々な人々がふれあえる魅力ある空間とするために、広場等の公共空間のデザインに配慮するとともに、住民等と協働して、商業施設や建物外観等のデザインルールの作成等、魅力ある都市景観づくりに努める旨の記述。
	第3章 身の丈にあった生活圏のまちづくり			
	コミュニティのまちづくり			
	- 1 時の積み重ねが分かる厚みのあるまちづくり	46	6時の積み重ねが分かる歴史文化資源の保全活用と街なみ景観を育みます	(4)来訪者に優しい交流環境の整備と観光を通したまちづくり

83	(1) まちの資源の保全・継承と情報発信を推進する	46	6(1) まちの資源の保全継承とまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの資源となる文化財や史跡の保全を図るとともに、歴史文化遺産の保全継承を進める市民の発意による主体的なまちづくり活動の支援を記述。 ・二ヶ領用水、津久井道、府中街道、長尾の里、多摩川、生田緑地の自然環境や農地、文化財をつなぐ散策路の設定等、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、自然の風景の保全を記述。
84	(2) 伝統遺産の継承の場を設定する			
	(3) 街道文化財や史跡の保存を図る			
	(4) 日本民家園の歴史文化継承の拠点化をすすめる	47	6(4) 来訪者に優しい交流環境の整備と観光を通したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川や二ヶ領用水、生田緑地などの自然環境や、日本民家園、岡本太郎美術館などの特色ある文化施設の集積を活かし、案内サインの統一や散策路の設定等、来訪者に優しい交流環境づくりに努め、観光を通したまちづくりに市民と協働して取り組む旨記述。
	(5) 文化ボランティア活動の支援・育成を推進する			
85	(6) まち資源のネットワーク化を図る			
	- 2 自然と調和し快適で良好な住環境をめざした「農あるまちづくり」	41	2 自然と調和し、快適で良好な住環境をめざした「農」のあるまちを育みます	
90	(1) 多面的に「農」環境を活かす新たな価値観の創出をめざす	41	2(1) 生産緑地地区における営農環境を維持し、農地と調和した良好な住環境を形づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案では、農の価値の評価といった理念に関わる提案ですので、<現状・課題>の中で記述。 ・「農」に親しむことができる仕組みづくりなど、農業振興施策と連携して、「農」あるまちづくり活動の支援について記述。 ・営農環境の維持とともに、住民の発意による農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの設定や、地権者による土地区画整理事業等の支援について記述しています。
91	(2) 良好な住環境の形成と生産緑地における営農環境を確保する			
	(4) 「農」を活かした「コミュニティ」形成と区民の農体験の場と交流の場を創出する	42	2(2) 「農」を活かしたコミュニティの形成と市民の農体験の場と交流の場を創出します	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地の保全・活用を進めるために、市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組む旨記述。 ・農産物の直売所の設置等による地産地消の仕組みづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援を記述。 ・遊休化するおそれのある農地を活用するために、意欲的農家へのあっせん、さらに、援農ボランティアの育成等、「農」に参加する仕組みづくりを進める農業振興施策と連携して、「農」のあるまちづくりの活動を支援する旨記述。
92	(5) 荒廃農地対策を強化する			

	- 3 まちなかの水資源・回復と活用	45	5(1)まちづくりと一体となった河川・水路等の整備	
96	(1)用水・河川の保全を図る			<p>・街なかを流れる河川や水路は、市街地の中の貴重なオープンスペースであり、水辺に親しむ空間であることから、住民の発意による主体的な、水辺空間を活かした街なみ景観づくりの活動を支援する旨記述</p> <p>・地域における住民の発意による主体的なまちづくり活動の取組と連携を図り、地域の実情や河川の役割を踏まえて、河川・水路等の整備にあわせた水辺の親水空間の改善や、隣接する道路等の緑化等により水と緑のネットワークの形成に努める旨記述。</p> <p>・区民提案の「『水と道』のモデルみち」については、マスタープランに具体的に記述することはできませんでしたが、今後のまちづくり活動支援の中で検討すべきと考えます。</p>
	(2)用水の役割に応じた適切な整備をすすめる			
	(3)親水化空間として「『水と道』のモデルみち」の提案・指定をめざす			
	- 4 身近な住環境づくり			
	1身の丈のまちづくりをすすめる「近隣住環境づくり推進制度」の創設をめざす			
98	(1)身近なまちづくりの推進制度づくりをめざす	22	3(4)地区コミュニティを単位にした身近な住環境整備の支援の仕組みづくり	<p>・地区コミュニティを単位にした身近な住環境整備を進めるために、まちの成り立ちや世帯構成の違い等の地区の特性や課題に応じ、地区計画等の活用を視野に入れた住民発意による主体的なまちづくり活動を支援する旨記述。</p>
99	(2)環境に貢献、共存するための住宅地づくりをすすめる	23	3(4)地区コミュニティを単位にした身近な住環境整備の支援の仕組みづくり	<p>・地区や街区・近隣におけるルールづくりとあわせて、周辺市街地に寄与する環境空地等の整備による良好な市街地環境の形成と、良質な市街地住宅の供給をめざし、地権者による市街地環境の改善・向上に資する建物の共同化や協調建替等の支援に努める旨記述。</p>
	(3)区の権限強化による推進実現			<p>・都市計画マスタープランの推進・実現方策の中で、区や地区を単位としたまちづくりの支援の仕組みづくりについて記述。</p>
	(4)民間活力を最大限に活かした仕組みづくり			
	身近な移動手段の確保			
	- 1 生活環境への負荷が少ない地域交通体系の整備		4環境への負荷が少ない公共交通網の整備をめざします	
	1鉄道を骨格とした環境負荷が少ない交通体系を形成			
101	(1)高齢者や弱者へ対応したユニバーサルデザインを適用した駅環境を整備する	34	3(3) 人に優しい、人が集えるバリアフリーの空間づくり	<p>・3(3)の項において、バリアフリーの空間づくりについて記述しています。ユニバーサルデザインの考え方については、マスタープランにおいては位置づけていません。(再掲)</p>

	(2)バス、コミュニティバス、タクシー、自家用車などの駅前へのアプローチを整備する	34	4(1)バス利用の利便性の向上	<p>・4()の項において、市街地整備や土地利用転換と連携した交通広場の整備や交通アクセス環境の改善を図る旨記述しています。</p> <p>・コミュニティバス等については、坂が多い丘陵地や路線バスの利用が不便な地域等において、市や事業者と連携して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動を支援する旨記述しています。</p> <p>・バス交通については、市民と事業者、市が連携・協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善や鉄道新線等の整備にあわせた路線バス網の再編等、事業者による密着した地域交通の計画・運営・運行の促進を記述しています。具体的な路線提案については、マスタープランの中で記述していません。</p>
	(3)自宅から駅への交通網を整備する			
	2 駅周辺及び駅前商店街の道路の人にやさしいみち人が集えるみちを整備する			
102	(1)駅へのアプローチ道路を整備する	33	3(3) 鉄道駅周辺の道路環境の改善	3(3) の項において、地域の実情に応じた歩行者が安全・快適に通行できる道路整備や交通安全施設の設置に努める旨記述しています。
	(2)人優先の道路の利用・整備を図る	35	5(1) 歩行者や自転車に軸足を置いた生活道路の整備	・5(1) の項において、歩行者や自転車に軸足を置いた生活道路の整備に関する基本的考え方を記述しています。
103	(3)バリアフリー化された広い歩道を確保する	35	5(1)安全性、快適性を備えた住宅地内の生活道路づくりを進める	・5(1)の項において、生活道路の安全性の確保に向けて、一定の幅員が確保されている道路については、歩道や自転車歩行者道の設置に努める旨記述しています。
	(4)車道や歩道上の放置自転車を排除する	36	6(2) 自転車等駐車場の整備と放置自転車対策	・6(2) の項において、行政、住民、事業者等が協力した放置自転車問題に対応する基本的考え方を記述しています。
	- 2 安全で快適な生活道路の整備			
	1 コミュニティゾーン(まとまりのある住宅地)内の安全性、快適性を備えた生活道路づくりを進める	35	5安全で快適な生活道路の改善をめざします	・5の項において、安全で快適な生活道路の改善に関する基本的考え方を記述しています。
105	(1)コミュニティゾーン内の通過交通を排除する			・具体的な方策については、記述していません。
	(2)コミュニティゾーン内に集配に来る商用車の数を減らす対策をする			・コミュニティゾーンについては、生活道路の改善にあたっては、道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策を交通管理者との連携により進めるとともに、地域の課題を的確に反映させるため、計画段階から市民との協働による取組を進める旨記述。
	(3)コミュニティゾーン内の生活道路を人優先で利用する			
106	(4)緑に溢れ景観の豊かな道をつくる			・緑に溢れ景観の豊かな道については、具体的な記述はありませんが、「土地利用」の「3 地域の特性を活かした安全・快適な住環境を育みます」の項における住民の発意による土地利用や街なみ景観のルールづくりの支援の中で実現されるものと考えます。
	(5)子供たちの通学に安全な道路、遊んだり、群れたりできる道路づくりをする			

	2 コミュニティゾーン内の災害や犯罪の危険に備えた生活道路づくりをする	35	5(2)地区や街区のコミュニティを単位に、災害や犯罪に強い生活道路づくりを進める	
107	(1)消防車等の緊急車が入れるように、必要な幅を持った生活道路を整備する			・狭い道路の拡幅や行き止まり道路の解消の促進について記述しています。
	(2)災害時(特に地震時)に道路をふさぐ可能性のある構築物を撤去、改修をする			
	(3)住宅周りでの視界の遮蔽物を撤去、改善し、道路からの見通しを良くする			・住民と共に、防災上、防犯上、さらに、景観上も優れた沿道環境の改善をめざす旨記述しています。
	(4)夜間に、必要な視界が得られる明るさを持った生活道路にする			
	- 3 人も自転車も、安心・安全に、快適に行動できるみちづくり	36	6人も自転車も、安心・安全に、快適に行動できるみちづくりをめざします	・(1)水、緑、風を楽しみながら、安全、安心に歩ける散策路のネットワーク、6(2)自転車と共存したまちづくりに整理して記述しています。
	1 水、緑、風を楽しみながら、安心、安全に歩ける歩行者専用道のネットワークをつくる	36	6(1)水、緑、風を楽しみながら、安全、安心に歩ける散策路のネットワーク	・河川や水路沿いの道路は、周辺の自然環境や水辺環境を活かした「川辺の道」として、緑が連なる丘陵地を結ぶ道路は、緑の環境を活かした「丘の道」として、水、緑、歴史、文化、商業の各拠点を結び、歩行者が安全、安心に快適に歩ける散策路の設定を地域の实情に応じて検討するとともに、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援する旨記述。 ・具体的な散策路の提案について、既存の自然遊歩道以外は、具体的な位置づけはしていません。 ・歩道の整備については、歩行者・自転車のネットワークや利用者のニーズを考慮するとともに、歩行者・自動車等の交通量が多く、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための歩道、自転車歩行車道の設置に努める旨記述。
110	(1)水と緑を取り込んだ四季折々の周辺環境との調和に配慮したみちづくりをめざす			
	(2)緑多く残る丘陵地を整備、保全し、「丘の道」として整備する			
	(3)川沿いの道路に親水性を増した「川辺の道」づくりを進める			
	(4)すべての人が安心して「ぞろぞろ」と歩ける設備環境を備えた歩道を整備する			
111	(5)水、緑、歴史、文化、商業の各拠点を含み回遊性に配慮したコースを設定する			
	2 人、車に妨げられずに、思う存分「風」を感じて走れる自転車専用道路を整備する	36	6(2)自転車と共存したまちづくり	
111	(1)多摩川の広域的(上流から河口に至る)サイクリングロードを整備する	36	6(2) 自転車利用環境の整備	・多摩川サイクリングコースの布田橋より上流について、自転車等の動線の確保を検討する旨記述。

	(2)通勤・通学・買物など、生活利便に配慮し設計された自転車道路を整備する	35	5(1)安全性、快適性を備えた住宅地内の生活道路づくりを進める	・歩行者・自転車のネットワークや利用者のニーズを考慮するとともに、歩行者・自動車等の交通量が多く、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための歩道、自転車歩行車道の設置に努める旨記述。 ・一定規模以上の商業施設等の新築・増築に際して、「自転車等駐車場の附置等に関する条例」により自転車等駐車場の設置を促進する旨記述。 ・駅周辺や商業施設周辺等の放置自転車問題に対応するため、行政、住民、事業者等が協力して、分かりやすい自転車等駐車場の案内板の設置や情報提供を行い、自転車等の利用マナーの向上に取り組む旨記述。
	(3)手軽に利用できるフリーサイクルやレンタサイクルを設置する	20	2(2) 自転車等駐車場の整備と放置自転車対策の推進	・増大する自転車利用と駅前の放置自転車対策に対応するため、効率的に自転車を利用できる様々な仕組みの検討を市民と共に進める旨記述。レンタサイクル等についてもこれら検討の中でされるものと考えます。
	(4)自転車の運転教習（免許制も考慮）による、技術、道交法、マナー教育を推進する			同上。
	3 区心に相応しい、生田緑地 - 多摩川シンボルロードを整備する	18	1(5) 回遊性が高い、歩きなくなるまちをめざします	・まちの貴重な資源である多摩川へのアクセスの向上を図るために、土地利用転換や道路改良等の機会をとらえて、登戸駅と多摩川とを結ぶ歩行者動線の改善を検討する旨記述。 ・生田緑地へのアクセスの改善に向けて、向ヶ丘遊園駅管生線の整備にあわせて、景観・バリアフリーに配慮した歩道整備を進めるとともに、向ヶ丘遊園モノレール跡地を生田緑地へのアクセスロードとして整備を進める旨記述。 ・多種多様な施設へのアクセスの円滑化と地区内の回遊性を高めるために、誰もが利用しやすい案内サインの整備に努める旨記述。
112	(1)生田緑地（緑）と多摩川（水）をつなぐルートを整備する			
	(2)このルートを‘ぞろぞろの歩行者’と‘スイスイの自転車’の空間に分離する			
	(3)生田緑地から遊園～小田急線沿い～登戸の商店街を経て多摩川に至るルートを整備する			
115	特徴ある生活拠点の整備			
	- 1 ひとを中心にした6つの生活拠点	19	2市民の暮らしを支える、人を大切にしたい6つの生活拠点を育み	
118	(1)人を中心にした駅前広場の整備をすすめる	20	2(2)誰もが利用しやすい、人を大切にしたい駅前空間の改善を進	・駅前の広場空間は、鉄道とバスやタクシー等の乗換えを円滑にする交通広場の機能と、人々が集い、交流する広場空間の機能を持っていることから、交通結節点機能の強化に努めるとともに、まちの顔となる街なみ景観づくりの活動を支援する旨記述。 ・JR南武線の各駅や小田急線の各駅についての基本的考え方を記述。
	ひと広場	20	2(2) 駅前空間の改善	
	くるま広場			

	駅舎改良・踏切改善対策（舎、鉄道の立体化等）	20	2(2) 駅施設改良・踏切改善対策	<p>・鉄道駅施設とするために、エレベーター設置やバリアフリー化の促進を記述。</p> <p>・鉄道駅やその周辺地域において、バリアフリー化にあたっての基本的な考え方を取りまとめたガイドラインを策定し、住民や事業者と連携して、交通施設の改善に努める旨記述。</p> <p>鉄道事業者との連携により、踏切横断対策について検討する旨記述</p>
	駐輪場整備	20	2(2) 自転車等駐車場の整備と放置自転車対策の推進	<p>2(2) の項において、土地利用転換の機会をとらえた自転車等駐車場の整備、「自転車等駐車場の附置に関する条例」に基づく自転車等駐車場の整備、「自転車等放置禁止区域」の拡大について記述しています。</p>
	(2)地域資源を生かした商店街の活性化をすすめる	19	2(1)地域資源を活かし、商店街を核にした生活拠点の形成	<p>・2(1)の項において、コミュニティの核として、魅力的な商店街づくりを進める住民や商店街組織の主体的なまちづくり活動を支援する旨記述しています。</p> <p>・また、日常生活を支える地区コミュニティの「生活拠点」として、近隣の住民のための商店街の形成や職住近接のまちを形づくるSOHOに対応した事務所の立地、子育てや高齢者等の生活を支援する生活関連サービス業の店舗や事務所の立地の誘導について記述しています。</p>
		17	1(3) 商業地域等における都市型住宅の適切な誘導	<p>・1(3) の項において、商業系地域での高層の住宅を建築する場合は、商業業務機能施設の立地や公共公益施設の整備等、商業振興施策や周辺市街地の環境改善に資する計画的な土地利用の誘導に努める旨記述しています。</p> <p>・コミュニティバスの検討については、「交通体系」の4(1)において、基本的考え方を記述しています。また、レンタサイクルについては、効率的に自転車を利用できる様々な仕組みの検討を市民と共に進める旨記述しています。</p>
	(3)拠点の顔としての街なみ景観を育む	20	2(3)拠点の顔としての街なみ景観を育みます	<p>・2(3)の項において、商店街組織や住民の発意によるまちづくり活動を支援し、地域の特性を活かした個性ある街なみ景観の形成をめざす旨記述しています。</p> <p>・拠点周辺の住宅地における景観に配慮した公共空間づくりやまちづくり活動を支援による地域の特性を活かした個性ある街なみ景観の形成の考え方を記述。</p>

	生活圏別のまちづくり			・生活圏別のまちづくりについては、項目立てしていませんが、それぞれの生活圏で提案された内容について、できる限り各分野別の方針に活かして記述することとしました。 ・具体的な方針については、今後、住民等の発意によるまちづくり活動を支援し、「地域別構想」等の策定の中で、位置づけられるものとします。
	- 1 稲田堤駅周辺生活圏(菅地区)			
	- 2 中野島駅周辺生活圏(中野島・布田地区)			
	- 3 宿河原駅周辺生活圏(宿河原・長尾・堰地区)			
	- 4 生田駅周辺生活圏			
	- 5 読売ランド前駅周辺生活圏			
	- 6 長沢周辺生活圏(長沢地区・南生田南部地区)			
	- 7 21世紀的<農>あるくらしの台和地区			
	第4章 今後のまちづくりの進め方			
	区民提案を推進する仕組み・組織の提案	別冊	計画の実現・推進方策	
	- 1 骨格的な都市基盤整備を進めるために			
	1 骨格的な都市基盤整備を進めるための行政の役割	13	[実現・推進方策] 2 都市計画マスタープランの進行管理	<p>・まちづくりは、その目標の実現には、時間を要することから、長期的な見通しに立って取り組む必要があります。マスタープランは、おおむね20年後の将来の都市像を展望し、目標に至る基本的方向を明らかにするものです。その実現の過程について進行管理し、その進捗状況を確認するとともに、策定後の状況の変化に対して、適切な政策判断が行われる必要があります。</p> <p>・計画(Plan)を、実行に移し(Do)、その結果・成果を評価し(Check)、改善し(Action)、次の計画(Plan)へとつなげていく、マスタープラン実現・推進の進行管理の仕組みづくりについて記述。</p> <p>・計画熟度と実施主体について、語尾で使い分けています。</p>
155	(1)方針・計画・事業の進行管理と評価の仕組みづくり			
	～進行管理・評価とパブリックコメント～			
156	(2)土地利用計画の詳細化～用途地域の見直しと地区計画等の策定～			
	(3)マスタープランの進行管理・評価に基づく定期的な見直し修正			
	2 骨格的な都市基盤整備を進めるための市民の役割			
157	(1)行政計画のチェックと個別事業への参加の仕組みづくり			
	(2)都市計画マスタープラン推進組織の役割			
	- 2 生活圏のまちづくりを進めるために			
	1 生活圏のまちづくりを進めるための市民の役割	8	[策定の趣旨と位置づけ]	
158	(1)地域ごとのまちづくり組織の必要性～地域のごとは地域で決める～			
	(2)都市計画マスタープラン推進組織の役割～地域まちづくりの応援団～			
	2 生活圏のまちづくりを進めるための行政の役割			
159	(1)地域のまちづくり拠点としての区役所の役割			
160	(2)生活圏のまちづくりを支援するまちづくり局の役割			